

鹿沼市職員定数条例の一部改正について

次のように改める。

令和8年2月16日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市職員定数条例の一部を改正する条例

鹿沼市職員定数条例（昭和29年鹿沼市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「628人」を「618人」に改め、同条第4号中「2人」を「3人」に改め、同条第6号中「120人」を「90人」に改め、同条第8号中「130人」を「150人」に改め、同条第9号中「50人」を「45人」に改め、同条中「950人」を「925人」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(7) 職を兼務し、又は併任されている職員

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。